

大仙市下水道事業経営戦略

団体名	大仙市
事業名	特定地域生活排水処理事業特別会計
策定日	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 28 年度～37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 12 年度 (15 年)	法適(全部適用・一部 適用) 非適用の区分	非適用 平成 30 年 4 月 法適化予定
処理区域内人口密度	15.1	流域下水道等への接続 の有無	無
浄化槽設置基数	390(西仙北地域・協和地域)		
処理区数・処理場数	該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

②使用料

一般及び家庭用使用料 体系の概要・考え方	従量制料金：上水道・簡易水道使用者で、水道メーター検針値により、使用水量に応じて料金を算定する。 定額制料金：地下水などの使用者で、水道メーターを設置していなく、世帯の人数に応じて料金を算定する。		
業務用使用料体系の概 要・考え方	従量制料金：上水道・簡易水道使用者で、水道メーター検針値により、使用水量に応じて料金を算定する。 定額制料金：地下水などの使用者で、水道メーターを設置していなく、世帯の人数に応じて料金を算定する。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし		
条例上の使用量 (20㎡あたり)	【主な従量制使用料】 平成 25 年度 2,760 円 平成 26 年度 2,840 円 平成 27 年度 2,840 円	実質的な使用料 (20㎡あたり)	平成 25 年度 3,041 円 平成 26 年度 3,114 円 平成 27 年度 3,141 円

③組織

職員数	本庁 11 名、7 支所 1～2 名（主担当・副担当含む） 計 約 25 名
事業運営組織	下水道関連部署は本庁上下水道部内に下水道課と合併旧町村単位 7 支所に農林建設課がある。下水道を取り巻く環境は変化してきており、下水道事業に従事する職員は専門的知識・技術の習得や環境の変化への対応が求められるため、職員は一人ひとりが事業の内容や性格を十分に理解し、一般行政的な概念にとらわれず、業務に取り組むこととしている。施設の維持管理業務の委託など継続的な取り組みにより、人員配置の適正化を図っている。

（２）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用	該当なし
	イ 土地・施設等利用	該当なし

（３）経営比較分析表を活用した現状分析（別紙）

2. 経営の基本方針

下水道事業は、生活環境の改善と公共水域の水質保全の観点から、市民が快適な生活を送る上で不可欠なサービスを安定的に供給する重要な役割を担っている。

大仙市総合計画基本構想の 5 つの施策の柱のひとつに、「住みよいまちを築きます！～安全・安心、都市整備など～」を設定し、まちづくりの推進に取り組んでいる。その中に、上下水道等の整備が掲げられており、生活排水処理対策の推進に係る整備計画と維持管理の実施により、事業運営が図られている。そのため、建設時や施設整備に多額の経費と維持管理に負担がかかり、事業期間が長期にわたること、持続的なサービス提供が欠かせないこと等から、中長期的な観点に基づいた計画的な経営を推進することが求められている。※ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し適正な維持・更新に努める。

※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

下水道事業を含む地方財政全体が厳しい状況にある中で、経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図るため、事業の経営状況や展望等について、積極的な情報開示や分かりやすい説明により市民の理解と協力の下に経営を進

める必要がある。

本市の人口は年々減少しており、平成 27 年度末現在の人口は、84,903 人であるが、国立社会保障・人口問題研究所における『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』によると、平成 37 年度には 71,226 人まで減少することが予測されている。

平成 27 年度末における特定地域生活排水処理の処理区域内人口は 1,316 人、水洗化人口は 1,316 人で水洗化率は 100% となっており、将来的な人口減少による料金収入の減少等が予想される中で、地方財政の健全化が課題とされていること等から、下水道事業の経費及び財源の見通しの把握が重要となる。

下水道整備の推進を実現するための※アクションプランの実施を行う。

※アクションプラン

事業における現状や課題を把握し、事業期間を設け効果を明確に示す実施計画。

事業の 10 年程度の実施計画とそのため財源、収支計画をまとめた持続的な事業管理の実現を目指す計画を策定し、※PDCA サイクルによる持続的な改良と向上を図る。

※PDCA

事業における管理業務を Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の 4 段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

市町村設置の浄化槽について、定期的な保守点検等の維持管理の実施により、施設機能を保全し、安定的で継続的な運営を図る。

地方債償還金の負担を繰り延べし、現在の使用料の急激な負担増を回避し、今後新規利用者にも負担を求め、使用料の適正化につながることから、下水道事業の経営に有効に活用していく。

防災・安全対策について、災害により被災した場合、下水道施設を特定し、応急対策を行う。

②収支計画のうち財源についての説明

事業における主な収益的収入は、営業収益の料金収入と営業外収益の他会計繰入金である。料金収入となる下水道使用料は、今後の人口減少により減収が予想されるが、未整備地域における水洗化率の向上に努め減少率を抑える。

また、料金改定について、改定内容や実施時期等、慎重に判断し、改定する場合は使用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要である。

資本的収入は、地方債、国補助金及び工事負担金で財源を確保する。他会計繰入金により、資金不足は生じていないが、将来的にも資金不足にならないよう健全経営に努める必要がある。事業のための地方債発行額が今後経営に与える影響を把握し、経営状況の悪化が見込まれる場合には新規の地方債発行額の抑制を検討する。

③収入計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用については、窓口業務や料金収納業務を民間委託し、民間のノウハウの活用と職員数の削減、コストの縮減に取り組む。

職員給与費については、職員の給与水準は地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向や市全体の組織運営をふまえ、定員管理と給与の適正化に努め、人件費の総額の削減を目標とする。

動力費については、処理場、ポンプ場など下水の処理に要する電気料の削減に努める。

薬品費については、各地の処理場、ポンプ場などに最適な薬品を選定し、コスト削減に努める。

修繕費については、安全を最優先とした安定供給を確保するため、大規模修繕に至らぬよう、設備の点検・補修に努める。

自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うために、公営企業自らの損益・資産等を性格に把握することが必要となる。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	浄化槽維持管理の平準化を図り、公債費の抑制に努める。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	下水道の維持管理業務について、民間の創意工夫を活かした効率的な管理を実現するため、民間委託の適正な活用を検討する。
その他の取組	災害により被災した場合、下水道施設を特定し、応急対策を行う。

②今後の財政についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに使用料体系が異なっていたため、統一するよう段階的に料金を改定する。 ・新設污水管渠の整備による新たな供用開始区域の有収水量の増加に伴い、使用料の収納率向上に努める。
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>該当なし</p>
<p>その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費抑制の観点から、将来の大幅な維持管理費の上昇を抑えるため、計画的に施設の延命化を図る。 ・公共水域の水質保全と下水道への接続を促進するため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施する。 ・コンビニ収納を活用するなど、収納方法の多様化を検討する。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項</p>	<p>窓口業務や料金収納業務を民間委託し、民間のノウハウの活用と職員数の削減、コストの縮減に取り組んでいく。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理業務の委託など継続的な取り組みにより、人員配置の適正化を図る。 ・組織の見直しを継続的に行い、効率化を図るとともに、将来的に、水道局との統合を検討する。 ・従事する職員は専門的知識・技術の習得や環境の変化への対応が求められるため、職員は一人ひとりが事業の内容や性格を十分に理解し、一般行政的な概念にとらわれず、業務に取り組む。
<p>動力費に関する事項</p>	<p>処理場、ポンプ場など下水の処理に要する電気料のコスト削減に努めるが、安定的な事業の継続、施設の維持管理が可能となるよう費用を見込む。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>各地の処理場、ポンプ場などに最適な薬品を選定し、コスト削減に努めるが、安定的な事業の継続、施設の維持管理が可能となるよう費用を見込む。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>施設の老朽化が進み、修繕費は、増大すると見込まれるが、安全を最優先とした安定供給を確保するため、大規模修繕に至らぬよう、設備の点検・補修に努める。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>施設の老朽化が進み、委託費は、増大すると見込まれるが、コスト削減に努め、現行費用水準を維持する。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>下水道事業の運営の効率化と経営の健全化のため、地方公営企業法を検討している。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営状況を確認し、随時見直しを実施する。
----------------------------	----------------------

5. 情報公開に関する事項

市のホームページ等を利用し、事業計画、下水道手続きに関する情報、健全化計画を公表する。経理内容の明確化、透明性の向上を図る観点から、市民が理解・評価しやすい経営状況や財務状況の情報提供に努める。

6. 地方公営企業法(公営企業会計)適用について

下水道経営の健全化と効率化と経営状況の透明化と明確化を図るため、平成30年度から法適用に移行する。

スケジュール

平成27年 4月～9月	資産調査評価業務、法適用移行事務支援業務の業者選定及び締結事務
5月～6月	法適化計画提出
5月～平成28年3月	法適化に伴う事務手続き (組織・体制の検討、事務分掌の見直し等)
8月～平成30年3月	固定資産調査・評価
9月～平成28年3月	企業会計システム設計・調整
平成28年 4月～平成29年3月	法適化に伴う事務手続き (組織・体制の検討、関係部局との協議)
4月～平成29年12月	会計システム構築(改修)
平成29年 4月～12月	法適化に伴う事務手続き(条例・規則等の制定12月議会へ上程、貸借対照表の作成)
7月～平成30年3月	会計システム仮運用(テストラン)
10月	企業会計予算編成
12月～平成30年3月	打ち切り決算
平成30年4月	法適化スタート

費用

(単位：千円)

業 務 内 容	金 額
①地方公営企業法適用業務委託(平成27年度～平成29年度) 固定資産調査及び評価業務、法適用移行事務支援業務	70,200
②企業会計システム構築業務委託(平成28年度～平成29年度)	15,000
③企業会計移行総合支援業務委託(平成27年度～平成29年度)	2,991
合 計	88,191

各年度の経費 (単位：千円)

年度	金額
平成 27 年度	22,051
平成 28 年度	41,100
平成 29 年度	25,040
合計	88,191

経営比較分析表

秋田県 大仙市

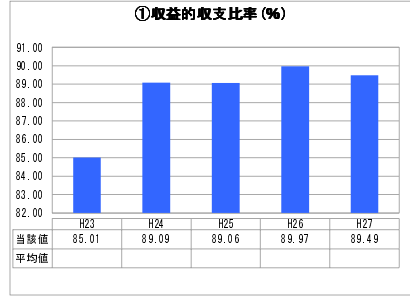
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	1.55	100.00

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
85,416	866.77	98.55
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,316	0.87	1,512.64

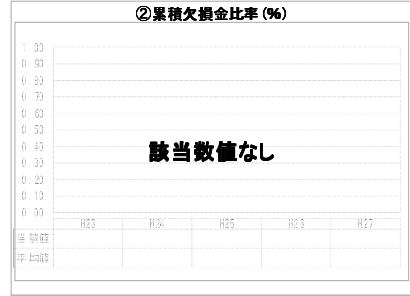
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

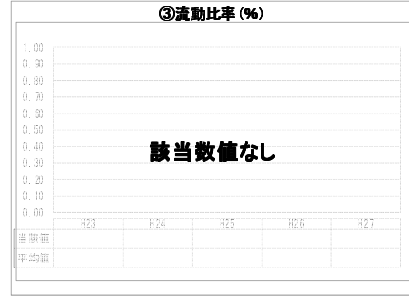
1. 経営の健全性・効率性



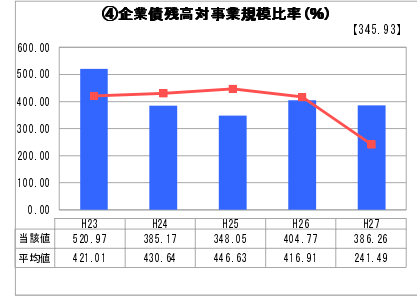
「単年度の収支」



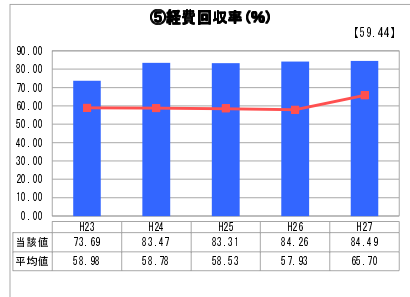
「累積欠損」



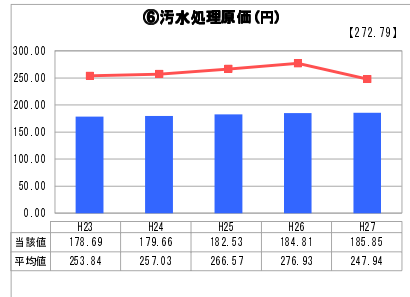
「支払能力」



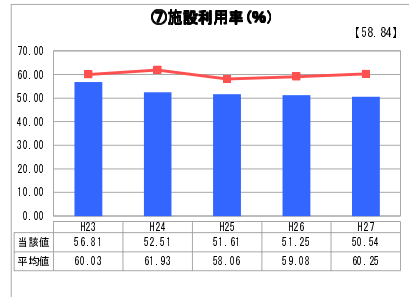
「債務残高」



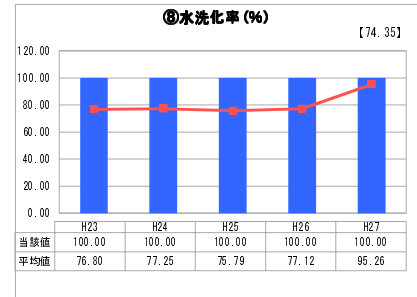
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

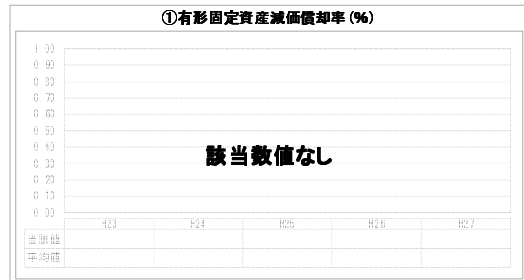


「施設の効率性」

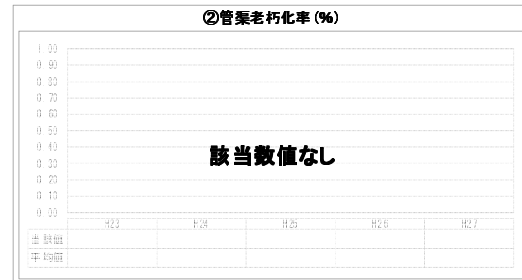


「使用料対象の捕捉」

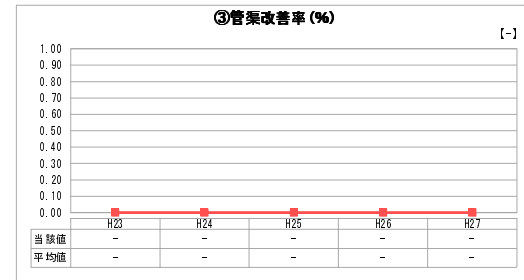
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本市における現在の下水道行政は、下水道使用料で汚水処理費を賄えず、一般会計からの繰入金を充当して運営している状況が続いている。

国、地方公共団体ともに厳しい財政状況にあるなか、維持管理費用や改築更新への投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることを踏まえ、快適な市民生活を支える下水道サービスを持続的に提供していくには、安定した下水道経営の実現が不可欠であり、そのためには、下水道管理者は経営基盤の強化を図るとともに、長期的な視点に立って計画的な管理・経営を行うことが重要である。

2. 老朽化の状況について

今後の取組として、定期的な保守点検等の維持管理の実施により、浄化槽機能を保全し、継続的に施設を稼働する。

全体総括

下水道経営の健全化のためには、収入・支出において経営基盤強化のための取り組みを進める必要がある。

収入では、引き続き個別訪問等による普及活動を実施し、水洗化率の向上により有収水量を確保することや、適切な使用料水準の設定を行うことにより、収入不足を最小限にする必要がある。

支出は、管理運営費を抑制し、住民負担を極力軽減するためには、維持管理に当たって組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進し、経費の徹底的な抑制を図る必要がある。

また、事業の経営状況の透明性と明確化を図る必要があることから平成30年度から地方公営企業法の適用を目指す。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	21,404	20,931	22,994	22,506	21,481	21,479	21,479	21,480	21,479	21,479	21,479	21,479	21,479	21,479	
		(1) 営 業 収 益 (B)	16,767	16,873	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501
		ア 料 金 収 入	16,746	16,854	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他	21	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(2) 営 業 外 収 益	4,637	4,058	9,493	9,005	7,980	7,978	7,978	7,978	7,979	7,978	7,978	7,978	7,978	7,978	7,978
	収益的支出	ア 他 会 計 繰 入 金	4,637	4,058	9,493	9,005	7,980	7,978	7,978	7,979	7,978	7,978	7,978	7,978	7,978	7,978	7,978
		イ そ の 他															
		2 総 費 用 (D)	17,511	17,490	17,514	17,407	17,302	17,203	17,103	17,002	16,897	16,791	16,791	16,791	16,791	16,791	16,791
		(1) 営 業 費 用	14,997	15,083	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		ア 職 員 給 与 費															
		イ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	14,997	15,083	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000		
(2) 営 業 外 費 用	2,514	2,407	2,514	2,407	2,302	2,203	2,103	2,002	1,897	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791		
ア 支 払 利 息	2,514	2,407	2,514	2,407	2,302	2,203	2,103	2,002	1,897	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791		
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他																	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,893	3,441	5,480	5,099	4,179	4,276	4,376	4,478	4,582	4,688	4,688	4,688	4,688	4,688	4,688		
資 本 的 収 支	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,361	2,462	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
		(1) 地 方 債															
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債															
		(2) 他 会 計 補 助 金	2,361	2,462	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金															
	(6) 工 事 負 担 金																
	(7) そ の 他																
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	6,280	5,900	6,280	5,899	4,979	5,076	5,176	5,278	5,382	5,488	5,488	5,488	5,488	5,488	
		(1) 建 設 改 良 費															
		イ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		6,280	5,900	6,280	5,899	4,979	5,076	5,176	5,278	5,382	5,488	5,488	5,488	5,488	5,488		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,919	△ 3,438	△ 5,480	△ 5,099	△ 4,179	△ 4,276	△ 4,376	△ 4,478	△ 4,582	△ 4,688	△ 4,688	△ 4,688	△ 4,688	△ 4,688	△ 4,688		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 26	3										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	31	5										
前年度繰上充用金 (M)												
収益的支出に充てた地方債 (N)												
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	5	8										
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)												
実 質 収 支 黒 字 (R)	5	8										
(P)-(Q) 赤 字 (S)												
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	90.0	89.5	96.6	96.6	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4	96.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)	16,767	16,873	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (V)	16,253	16,767	16,872	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501	13,501
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (X)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((V)/(X)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)												
地 方 債 残 高 (Z)	122,283	116,383	122,283	116,383	111,405	106,328	101,152	95,874	90,492	85,004	85,004	85,004

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	4,637	4,058	9,493	9,005	7,980	7,978	7,978	7,979	7,979	7,979	7,979	7,979
うち基準内繰入金	3,916	3,443	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
うち基準外繰入金	721	615	2,993	2,505	1,480	1,478	1,478	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479
資 本 的 収 支 分	2,361	2,462	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	2,361	2,462	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
合 計	6,998	6,520	10,293	9,805	8,780	8,778	8,778	8,779	8,779	8,779	8,779	8,779